

日本栄養・食糧学会中部支部

平成27年度第2回 参与会 次第

日 時 平成27年11月21日（土曜日） 12：00～12：50
場 所 静岡県立大学 看護学部棟 4階 13413-13414 教室
出席者 大森正英、小川宣子、北浦靖之、合田敏尚、斉藤慎一、下村吉治、
竹内弘幸、辻岡和代、津田孝範、寺島健彦、長岡利、西村直道、早川享志、
早瀬和利、堀尾文彦、三浦進司、三嶋智之、森田達也、森山三千江、
横越英彦（参与）、本間一江、新井英一（事務局）（順不同）合計22名

議 題

I 審議事項

1. 平成28・29年度支部役員の選出、参与・代議員（資料1、2）（合田支部長）
2. 平成28・29年度支部特別協賛団体（資料3）（新井庶務幹事）
3. 平成28年度事業計画案（資料4）（新井庶務幹事）
4. 平成28年度予算計画案（資料5）（本間会計幹事）
5. 平成28・29年度理事の選出について（資料6）（新井支部選挙管理委員長）
6. その他
 - 1) 名誉会員・終身会員の推薦について（資料7）
 - 2) 平成28年度参与候補者について
 - 3) 各種授賞等選考委員について
 - 4) 中央選挙管理委員の選出について
 - 5) 支部選挙管理委員長の選出について

II 報告事項

1. 理事会報告（堀尾理事）（資料8）
2. その他

平成 28・29 年度支部役員の選出

(資料 1)

支部長	長岡 利 (岐阜大学応用生物科学部)
副支部長	森田達也 (静岡大学農学部)
支部幹事 (庶務)	三嶋智之 (岐阜医療科学大学保健科学部)
支部幹事 (会計)	島田昌也 (岐阜大学応用生物科学部)
支部幹事 (監査)	早川享志 (岐阜大学応用生物科学部)

平成 28・29 年度支部参与・代議員 (案)

(資料 2)

阿部稚里	三重短期大学	★長岡 利	岐阜大学
★池田彩子	名古屋学芸大学	中島久男	日本大学
和泉秀彦	名古屋学芸大学	★西村直道	静岡大学
榎本俊樹	石川県立大学	★早川享志	岐阜大学
大澤俊彦	愛知学院大学	★早瀬和利	愛知教育大学
大森正英	東海学院大学	古市幸生	
小川宣子	中部大学	★堀尾文彦	名古屋大学
★小田裕昭	名古屋大学	★松田 幹	名古屋大学
★小原章裕	名城大学	三浦進司	静岡県立大学
北浦靖之	名古屋大学	三嶋智之	岐阜医療科学大学
★合田敏尚	静岡県立大学	三宅義明	東海学園大学
齊藤慎一		村上太郎	至学館大学
★下村吉治	名古屋大学	★森田達也	静岡大学
杉山公男		森山三千江	愛知学泉大学
竹内弘幸	富山短期大学	森脇久隆	岐阜大学
辻とみ子	名古屋文理大学	山本由喜子	東海学園大学
辻岡和代	桜花学園大学	★横越英彦	中部大学
★津田孝範	中部大学	横澤隆子	富山大学
寺島健彦	常葉大学	★渡辺達夫	静岡県立大学

支部参与 38 名
★代議員 15 名

愛知ヨーク株式会社

株式会社伊藤園中央研究所

イチビキ株式会社

大塚製薬株式会社名古屋支店

花王株式会社ヘルスケア第一研究所

一般社団法人日本食品安全協会

株式会社 J オイルミルズ

中部飼料株式会社

株式会社東洋発酵

フジ日本精糖株式会社

ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社

マルサンアイ株式会社

株式会社 Mizkan Holdings

計 13 社

平成 28 年度事業計画 (案)

(資料 4)

1. 支部大会

(1) 第 70 回支部大会

日 時 平成 28 年 6 月 25 日 (土)

会 場 岐阜大学応用生物科学部

(2) 第 71 回支部大会

日 時 平成 28 年 月 日 ()

会 場

2. 参与会

(1) 平成 28 年度第 1 回参与会

日 時 平成 28 年 6 月 25 日 (土)

会 場 岐阜大学応用生物科学部

(2) 平成 28 年度第 2 回参与会

日 時 平成 28 年 月 日 ()

会 場

平成28年度会計計画(案)

(資料5)

平成28年度日本栄養・食糧学会 中部支部収支予算計画書

(第4版・改訂版)

平成28年4月1日より平成29年3月31日まで

収入の部		(単位:円)	
科目	予算額	備考	コメント
事業収入			
参加費	0		支部大会・シンポジウム等参加費
懇親会負担金	80,000	2,000×40名	
協賛金(受取寄付金)	130,000	10,000×13社	企業・団体から受けるもの
補助金	0		公の機関から受けるもの
要旨集売上	0		
本部前途金			
会費の配分費	484,400	350,000+134,400	
学会活動強化費	300,000		
雑収入	0		保育料他
預金利息	0		受取利息
その他の収入	0		もしあれば
当期収入合計(A)	994,400		

支出の部			
科目	予算額	備考	コメント
事業費			
支部大会・講演会開催費			
臨時雇賃金	60,000		
会場費	10,000	会場費、看板代	会場の賃借料、備品の賃借
会議費	240,000		会議費:開催の打合せ時の経費も
旅費・交通費	180,000		役員等の旅費交通費、講師旅費
通信運搬費	25,000		
消耗什器備品費	30,000		
印刷製本費	100,000	要旨集代	
諸謝金	250,000		諸謝金:講師の礼金、
他学会協賛金	0		
広報費	90,000		HP等費用
支払手数料	2,000		
雑費	0		
本部会計繰出金			決算時本部で記載
当期支出合計(B)	987,000		
当期収支差額(A)-(B)	7,400		

役員を選出に関する規程

第1条 定款第21条及び第22条、細則19条に基づき、理事の選任、会長、副会長、業務執行理事の選定、及び監事の選任等に関する事項は本規程に定める。

(理事)

第2条 理事は、次の手順を経て、社員総会において選任する。

- (1) 理事候補者の選出
- (2) 社員総会における選任の議

第3条 理事候補者の選出方法は次の各号による。

- (1) 定款第47条で定める支部ごとに理事候補者を選出する。
- (2) 各支部で選出する理事候補者定数は、理事候補者選挙実施前年度の3月末日に当該支部に所属する正会員数により、理事会が定める。ただし、各支部で少なくとも1名以上とする。
- (3) 選挙権を有する者は、当該支部に所属する代議員とする。
- (4) 被選挙権を有する者は、当該支部に所属する正会員とする。
- (5) 各支部における理事候補者選挙は、理事改選前年度の1月末日までに実施しなければならない。

第4条 支部における理事候補者の選挙に関する事項は、各支部の選挙管理委員会が行う。なお、各支部の選挙管理委員会及びその事務に関する事項は各支部で定める。

第5条 当選者への通知は各支部の選挙管理委員会が行い、理事候補者承引の諾否を書面により確認する。承諾の書面は会長に提出することとする。

第6条 当選者の辞退等により欠員が生じたときは、当該理事候補者選挙の次点を繰り上げ当選とする。

第7条 理事の任期は、定款第25条に基づき、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、当分の間、4期連続することはできないこととする。

第8条 理事が任期中に辞任等欠けた場合、後任の理事候補者は、第6条に準じて選出し、社員総会における選任の議を経て、理事としての任につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2. 理事が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の定時社員総会の終結をもって退任することとする。後任の理事候補者は、第6条に準じて選出し、社員総会における選任の議を経て、理事としての任につく。但し、後任者の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

第9条 支部選出理事が任期中にその支部から移動した場合は、その直後の定時社員総会の終結をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本規程第6条に準じて選出し、社員総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

2. 前項の規程にかかわらず会長、副会長、業務執行理事（庶務、会計、編集担当理事）が、任期中にその支部から移動した場合は、任期満了まで引き続きその任務につく。

(会長、副会長、業務執行理事の選定)

第10条 会長、副会長選定のための理事会（会長・副会長選定理事会）を、理事が社員総会で選任された後、速やかに開催しなければならない。

第11条 会長・副会長選定理事会は、前年度の会長（旧会長）がその司会を務める。但し、旧会長は投票権を持たない。

第12条 会長・副会長選定理事会は、理事総数の3分の2以上の出席により成立する。

(会長)

第13条 第10条の会長・副会長選定理事会における会長の選定方法は次の各号による。

- (1) 各理事は、会長候補者に立候補することができる。
- (2) 理事は、2名以上の連名により会長候補者を理事の中から推薦することができる。
- (3) 立候補者もしくは被推薦者が1名の場合は、無記名の信任投票を行い、出席した理事総数の過半数の獲得により決定する。
- (4) 立候補者もしくは被推薦者が2名以上の場合は、無記名投票により、出席理事数の過半数を獲得した者を会長とする。
- (5) 第1回投票の結果、出席理事数の過半数を獲得した者がいない場合は、第2回投票を行う。第2回投票は、第1回投票結果の上位2位以内の得票者を被選挙者とする。
- (6) 第2回の投票の結果、1位の者を会長とする。なお、第2回投票の結果、1位の者が2名以上の場合には、最年長者を会長とする。

公益社団法人日本栄養・食糧学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本栄養・食糧学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第3条 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、栄養科学及び食糧科学の基礎及び応用研究の進歩普及を図るとともに、同分野の情報を社会へ提供し、もって科学、技術、文化の発展と人類の健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 栄養科学及び食糧科学の振興と研究の活性化
- (2) 栄養科学及び食糧科学情報の活用推進と普及
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項第1号及び第2号の事業は本邦と海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 名誉会員 この法人の発展に尽くし、学術上顕著な功績のあった者で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
- (4) 終身会員 この法人の発展に長年寄与し、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
- (5) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (6) 賛助会員 この法人の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

2. この法人の社員は、概ね正会員25人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6. 第3項の代議員選挙は、2年に1度、10月末までに実施することとし、代議員の任期は、同年の11月1日から2年後の10月末日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員は当該代議員選挙の次点とする。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8. 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該代議員選挙を実施した年の11月1日から2年後の10月末日までとする。

9. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

10. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(資料7)

名誉会員・終身会員に関する規程

第1条 定款第6条1項第3号及び第4号に基づき、名誉会員と終身会員に関する事項は本規程に定める。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は終身とする。

2. 会員で、次の各号の条件全てに該当したとき、本規程第4条に定める名誉会員・終身会員推薦委員会(以下、「委員会」という。)の議を経て、理事会が名誉会員として推薦し、社員総会で推戴する。
 - (1) 年齢おおむね70歳以上
 - (2) 会長、会頭またはこれに準ずる会務(理事または監事4期計8年以上)
 - (3) 本会(または他学会等)より学術に関する受賞のあること

(終身会員)

第3条 正会員で、次の各号の条件全てに該当したとき、本規程第4条に定める委員会の議を経て、理事会が終身会員として推薦し、社員総会で推戴する。

- (1) 年齢73歳以上
- (2) 30年以上にわたって会員であること
- (3) 参与の経験を有すること

(推薦委員会)

第4条 名誉会員・終身会員推薦委員会を設置する。

2. 委員長は、会長がこれを務める。
3. 委員は、正会員の内から、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
4. 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
5. 委員会は、名誉会員または終身会員該当者の有無及び該当者の審議を行い、その結果により候補者を推薦する場合は、書面を持って理事会に推挙する。

(名誉会員記、終身会員記)

第5条 名誉会員には名誉会員記、終身会員には終身会員記を、本学会の年次大会(社員総会)において贈呈する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は理事会の決議による。

附 則 当分の間、名誉会員・終身会員推薦委員は、本規程第4条第3項にかかわらず、業務執行理事がこれを務める。

2. 外国人正会員を名誉会員に推薦する場合には、本規程第2条第2項の条件全てに該当しなくてもよいこととする。
3. 重篤な疾病に罹患している正会員を終身会員に推薦する場合には、本規定第3条(1)の条件に該当しなくてもよいこととする。
4. 会員である期間が相当年数であり、栄養科学・食糧科学および、学会への貢献が特に顕著である正会員を終身会員に推薦する場合には、本規定第3条(2)の条件に該当しなくてもよいこととする。
5. この規程は、本法人が公益法人に登録した日(平成23年(2011年)9月1日)から施行する。
6. 平成26年(2014年)1月25日から施行する。

理事会報告

(資料 8)

公益社団法人日本栄養・食糧学会 平成 27 年度第 4 回理事会報告

開催日：平成 27 年 11 月 3 日（祝）13：00-15：45

会場：お茶の水女子大学本館 1 階 103 号室

1. 報告事項

- ・ 庶務報告

平成 27 年 7 月 24 日に内閣府立ち入り検査があり、その報告があった。（次回は 3 年後）

- ・ 学会誌編集報告

和文誌採択率：約 40%

JNSV：全体の採択率は 48%（ビタミン 42%、栄養 49%、食品 54%）

- ・ 第 70 回大会（神戸・西宮）

既に演題申し込み開始。締め切りに注意のこと（例年より早い）。

若手優秀発表賞の第 1 回。

- ・ 「栄養・食糧学基金」「若手研究助成」

- ・ 国際交流委員会

第 70 回大会（2016 年）において、国際シンポジウム開催

“Progress of International Cooperation for Nutritional Sciences”

2. 協議事項

- ・ 会員の入会・退会の承認

10 月 28 日現在：正会員 2,944 人、学生会員 587 人、賛助会員 67

- ・ 代議員選挙の件（10 月 1～20 日）

中部支部投票率：32%（前回：21%）

全国平均投票率：29%（前回：20%）

- ・ 支部選出理事候補者定数の件（今年度に理事選挙を実施）

全体で 16 名。現在の関東支部 6 名から 5 名に。現在の中国・四国支部 1 名から 2 名に。

中部支部は 2 名。

- ・ 第 72 回大会開催地および準備責任者内定の件

担当支部：中国・四国支部 開催都市：岡山市

大会準備責任者：辻 英明先生（岡山県立大学）

- ・ 第 12 回アジア栄養学会議・第 69 回大会収支計算書承認の件